

横浜市告示第402号

横浜市建築基準法施行細則による地下街であるものに設ける防火設備の検査の項目等

横浜市建築基準法施行細則（昭和38年2月横浜市規則第13号。以下「細則」という。）第7条第3項の規定に基づき、定期報告対象特定建築物のうち地下街であるものに設ける特定建築設備等のうち防火設備に係る定期検査は、防火設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するため十分なものとして行うものとし、国土交通大臣が定めるところによるほか、当該検査の項目等を次のように定め、平成28年6月1日から施行する。

平成28年5月25日

横浜市長 林 文子

- 第1 この告示における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び細則の例による。
- 第2 定期報告対象特定建築物のうち地下街であるものに設ける防火設備に係る定期検査の項目等は、別表(あ)欄に掲げるものについては、同表(い)欄のとおり読み替えるものとする。

別表

(あ) 平成28年国土交通省告示第723号別表第1から別表第4まで	(い) 第2ただし書により読み替えるもの	
別表第1(5) の項(に)欄、 別表第2(15) の項(に)欄、 別表第3(12) の項(に)欄及 び別表第4 (15)の項(に)欄	煙感知器又は熱煙複合式 感知器にあっては昭和48 年建設省告示第2563号第 1第2号ニ(2)に掲げる場 所に設けていないこと。 熱感知器にあっては昭和 48年建設省告示第2563号 第1第2号ニ(2)(i)及び(ii) に掲げる場所に設けてい ないこと。	煙感知器又は熱煙複合式 感知器にあっては昭和48 年建設省告示第2563号第 1第2号ニ(2)（令第128 条の3第5項の規定によ り令第112条第14項を準 用する場合を含む。）に 掲げる場所に設けてい ないこと。熱感知器にあ っては昭和48年建設省告 示第2563号第1第2号ニ(2) (i)及び(ii)（令第128条の 3第5項の規定により令 第112条第14項を準用す る場合を含む。）に掲げ る場所に設けていな いこと。
別表第1(17)	建築基準法施行令（昭和	建築基準法施行令（昭和

の項(ろ)欄	25年政令第338号。以下「令」という。) 第112条第9項	25年政令第338号。以下「令」という。) 第112条第9項(令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)
別表第2(27) の項(ろ)欄、 別表第3(23) の項(ろ)欄及 び別表第4 (26)の項(ろ)欄	令第112条第9項	令第112条第9項(令第128条の3第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)